

平成 19 年 4 月 13 日

国土交通省住宅局建築指導課
パブリックコメント担当 御中

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(仮称)案等に対する意見

- ・氏名 牧村 功 (マキムラ イサオ)
- ・住所 〒105-0004 東京都港区新橋 6 - 9 - 6 12 東洋海事ビル
- ・所属(会社名) 社団法人 建築設備技術者協会 会長
- ・電話番号 03 - 5408 - 0063 FAX 03 - 5408 - 0074 電子メールアドレス info@jabmee.or.jp

「建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(仮称)案」、「確認審査等に関する指針(仮称)案」及び「指定確認検査機関指定準則改正案」について、(社)建築設備技術者協会として下記の ~ を総括概要として述べ、また建築設備分野の観点からの個別意見(1項目~22項目)について表形式で詳細意見を述べさせていただきます。あわせて、別添参考、別添参考として建築確認申請書内建築計画概要書の法改正後の提案例を添付させていただきます。十分ご検討賜りますよう、よろしくお願い致します。

意見の総括概要

建築設備士の記載の明文化

建築基準法施行規則の一部改正の中で、「設計に携わった者の氏名がすべて記載されるよう確認申請書を改正する」とある事項に対して、建築設備に携わる者とは、設備設計一級建築士とともに、建築設備のスペシャリストとして、建築設備士の氏名を記載する旨、規定頂きたい。

確認申請図の合理的な作成

確認審査等に関する指針(仮称)の中で、過度と思われる申請図および記載内容が見受けられる。確認申請図段階では施工者および設備機器、材料メーカーが決定されていないことが実状であり、建築構造等の安全性に密接に影響する建築設備をのぞき、構造図やサイズ、厚さなどの詳細記述は規定せず、性能を満足させることを明示した性能規定として頂きたい。また、各申請図面に性能、仕様を上回る詳細記述を要求している事項については標準仕様書、特記仕様書の記載などによる合理的な確認申請図書の規定として頂きたい。

確認申請書の不整合、設計変更等による確認申請、工事期間の延伸

確認審査等に関する指針(仮称)の中の図書相互または図書における不整合又は誤りの取扱い、中間検査、完了検査の指針において、確認申請期間、工事期間の延伸につながる場合が生じる規定が見受けられる。重大な誤りや不整合ではない事項に対して、図書の差し替え、訂正による申請書の補正が認められない場合、事業主を含め、社会的に大きな悪影響を及ぼす可能性があるため、具体的な扱いについて提示いただきたい。

| No. | パブリックコメント記載部分 | | | パブリックコメントに対する意見 |
|-----|---------------|---|---|---|
| 1 | 全般 | | 「二面以上の断面図」「構造図」など従来とはことなり、同一の図面に建築、構造、設備の事項を記載する必要があるとよく理解できる記載がある。 | 従来と同様、建築図、構造図、設備図に必要な記載があれば、よいものとさせて頂きたい。 |
| 2 | 【資料1】 | 建築基準法施行規則の一部改正 | 設計に携わった者の氏名がすべて記載されるよう別記第2号様式(確認申請書)を改正する。 | 建築設備に携わる者には設備設計一級建築士のほか、建築設備士を氏名の明記を規定頂きたい。 |
| 3 | 【資料2】 | 3. 確認審査の指針の内容 | (4)確認審査の校正かつ適確な実施のための措置 図書相互または図書における不整合又は誤りの取扱い | 重大な誤りや不整合ではない事項に対して、図書の差し替え、訂正による申請書の補正が認められない場合、計画はもとより、事業主を含めた社会的に大きな悪影響を及ぼす可能性があるため、これらの扱いについて具体的かつ実状を考慮した規定として頂きたい。 |
| 4 | (別表一) | 法第27条に関する規定 | 危険物の数量及び工場・事業調書 | 建基法の上限を超過せず、消防法上の指定数量1未満の場合などの極少量についての記載義務は不要と考える。 |
| 5 | | 同上 令112条14項(防火設備)に関する規定 | 設備図 煙感知器、熱感知器又は熱煙複合式感知器の位置 | 二面以上の断面図 防火設備等の構造とあるのは従来と同様、断面図は建築図を参照すること、「構造」とは感知器の仕様を記載することとされたい。 |
| 6 | | 同上 令第112条15項及び16項(防火区画等を貫通する管)に関する規定 | 給水管、配電管その他の管が防火区画を貫通する際の防火区画とのすき間を埋める材料 | 各階平面図、二面以上の断面図とあるのは従来と同様、設備図に防火区画を貫通していることが判明できるシンボルなどの記載、断面図は建築図を参照し、設備系統図にシンボルなどを明記することとされたい。 また、材料を一指定するのではなく、数種類の採用予定材料の記載にても可として頂きたい。 |
| 7 | | | 風道の配置、ダンパーの種類並びに位置、構造 | 従来と同様、設備図に風道の単線図ならびに各種ダンパーのシンボルなどを明記することとされたい。 また、「構造」とは防火ダンパーなどの仕様を記載するとの理解とされたい。 |
| 8 | | | 風道の取付状況、構造詳細図、仕様材料表 | 風道の「取付状況」、「構造詳細図」とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。 また、機械排煙の風道などの建基法上の規定があるもの以外の風道の厚さの記載は不要と考えます。 |
| 9 | | 法第28条の2に関する規定 | 居室の内装仕上げから発散するホルムアルデヒドの量 | 確認申請段階で、実際の発生量を正確に把握することは困難と思われる。 |
| 10 | | | 換気設備の構造 | 「構造」とありますが、具体的にどのようなものを提示するのかご教示下さい。 |
| 11 | | 法第32条に関する規定 | 電気設備構造詳細図 | 「各室の用途」建築図を参照されるとの理解でよろしいでしょうか。「受電設備の電気配線の状況」状況とは受電設備関係の配線平面図および配管配線仕様を示すとの理解でよろしいでしょうか。「常用の電源及び予備電源の種類並びに位置及び構造」構造とは外形図、仕様を示すこととの理解でよろしいでしょうか。また、外形図はメーカーによって異なる可能性があるため、参考にとどまると考えます。「予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況」状況とは予備電源から負荷機器に至る配線平面図および配管配線仕様を示すこととの理解でよろしいでしょうか。「予備電源の容量」計算結果に基づく容量「以上」との記載との理解でよろしいでしょうか。「ガス漏れを検知し、警報する設備に係る電気配線の構造」構造は使用ケーブルの仕様を記すこととされたい。 |

| No. | パブリックコメント記載部分 | | パブリックコメントに対する意見 |
|-----|--|-------------------------|---|
| 12 | 法第 33 条に関する規定 | 避雷設備 | 「雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分」避雷設備各部の使用材の仕様を記すこととされたい。 「腐食しにくい材料を用いるか、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分」避雷設備各部の使用材の仕様を記すこととされたい。 |
| 13 | 法第 35 条に関する規定 令第 5 章第 3 節に関する規定 (排煙設備) | 各階平面図 | 「排煙口の位置」「排煙風道の配置」「排煙機の位置」「予備電源の位置」「不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置」などは設備図に記載があり、重複しての記載は不要と思われる。 |
| 14 | | 排煙設備の構造詳細図 | 従来と同様、「排煙口の構造」とは復帰方法、「排煙風道の構造」とは材質、厚さ、耐火処理方法の記載でよいと思われる。 |
| 15 | | 排煙機の空気を排出する能力を算定した際の計算書 | 従来と同様、最大排煙対象面積に対する排煙風量の算出と排煙機容量計算書とされたい。 |
| 16 | 法第 35 条に関する規定 令第 5 章第 4 節に関する規定 (非常用の照明装置) | 照明設備 | 「照明器具の配置」は一般の器具までは不要と思われるため「非常用照明器具の配置」とされたい。 「非常用の照明装置によって、床面において 1lx 以上の照度を確保することができる範囲」従来と同様、器具ピッチにより判定する方法によるの理解でよろしいでしょうか。 「非常用の照明装置の構造詳細図 照明器具の構造」構造とはメーカーにより異なるため参考の姿図及び仕様を記すこととされたい。 |
| 17 | 同上 令第 5 章第 6 節に関する規定 | 非常用の照明装置の構造詳細図 | 「照度」従来と同様、器具ピッチにより照度判定する方法によるの理解でよろしいでしょうか。 「照明設備の構造」メーカーにより異なるため参考の姿図及び仕様を記すこととされたい。 「照明器具の材料の種別及び位置」材料の種別は認定品を使用することとされたい。 |
| 18 | 法第 35 条の 2 に関する規定 | 構造詳細図 | 従来と同様、スプリンクラー設備等及び機械排煙設備の設置状況とは設備図に記載することでよいと思われる。 |
| 19 | 法第 36 条に関する規定 | 配管設備 | 「配管設備の構造詳細図」に記載されている内容は必ずしも規制を受ける内容ではないものが含まれているものと考えますが、従来と同様、適宜、必要に応じた記載との理解でよろしいでしょうか。「風道の構造詳細図」に記載されている内容は確認申請段階で施工図レベルの記載を求めるものであり、設計風量、耐久性などが確保できることを明記することに改めることをお願いします。 |
| 20 | | 冷却塔設備 | 「冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離」配置図、平面図を参照するとの理解でよろしいでしょうか。 |
| 21 | | エレベーター | 確認申請段階で、施工者、昇降機メーカーの決定はなされておらず、審査に用いる事項を記載することは困難と思われる。また、メーカーを事前に決定することは現状の発注方式を根本的に変革することとなり、社会的な対応が即座には困難と思われる。参考メーカーとして、仮に記載することも今回の改正の目的とは異なる。よって、これらの記載は従来と同様として頂きたい。 他にもボイラなど同様の項目が散見されるため、これらについても見直し願いたい。 |
| 22 | 高圧ガス保安法第 24 条 ガス事業法第 40 条の 4 水道法第 16 条 下水道法第 10 条第 1 項 下水道法第 30 条第 1 項 | | 記載方法について、具体的にご教示頂きたい。 印にて選択するシートなど確認申請業務を円滑に進めることが可能な方策をご検討頂きたい。 |

